

行田市手話言語条例など 16議案を可決・認定・承認



議場風景（12月定例会）

12月定例会には、市長提出議案16件が提出され、すべて原案のとおり可決・認定・承認するとともに、諮問1件を適任としました。また、議員提出議案3件が提出され、2件を可決し、1件を否決しました。主な議案の内容は次のとおりです。

市長提出議案

○行田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

（原案可決）

過失による罪で禁錮刑に処せられ、かつその刑の執行を猶予された者については、情状を考慮し、特に必要があると認めるときにはその職を失わないものとする事ができるとする職員の失職の特例規定を追加するため、条例の一部を改正するものです。

○行田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

（原案可決）

農業委員及び農地利用最適化推進委員が取り組む業務に係る活動実績や成果実績に基づいて、国から新たに交付される農地利用最適化交付金を反映した報酬を農業委員等へ支給するため、条例の一部を改正するものです。

（主な質疑）

問 成果実績の判断基準は、

また、判断は誰が行うのか。

答 担い手への農地集積、遊休農地の発生防止・解消の達

成度などを指標として、国が評価点を付け、その評価点に基づき、交付金額の積算を行うこととなっている。

○行田市手話言語条例

（原案可決）

手話が言語であることの認識に基づき、手話への理解及び手話の普及促進を図り、市民がともに生きる地域社会の実現に寄与するため、新たに条例を制定するものです。

（主な質疑）

問 条例制定後、どのような事業を考えているのか。

答 手話への理解と普及促進に関する事項、手話による意思疎通の支援に関する事項等について、当事者団体等関係機関の意見を聞きながら、具体的な方針を策定していきたい。また、行田市社会福祉協議会に委託して実施している手話通訳者派遣事業及び手話通訳者養成事業の継続及び拡充に努めていく。

○行田市手数料条例の一部を改正する条例

（原案可決）

管理課で交付している証明書等について、現在は管理課

窓口のほか、市民課窓口でも手続が必要であるが、その手続を一元化し、申請者の利便性の向上を図るものです。

また、道路台帳の写しの交付と同様、境界確認資料及び基準点資料の写しを交付した場合も費用の負担をお願いするため、条例の一部を改正するものです。

○行田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（原案可決）

国の人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告を踏まえ、本市職員の給料月額及び勤勉手当の支給月額の引き上げを実施するとともに、特別職についても期末手当の引き上げを実施するものです。

あわせて、本市職員の住居手当及び給与制度の総合的見直しに基づく現給保障に係る経過措置について、国・県の給与制度を踏まえ廃止するため、所要の改正を行うものです。

補正予算
補正総額
6億3621万円余り

○平成29年度行田市一般会計補正予算

（原案可決）